

静岡県立大学 内西いよ子基金規程

平成 31 年 3 月 29 日 規程第 183 号

(設置)

第 1 条 静岡県立大学おおぞら基金規程第 4 条第 1 項に規定する特定基金として、静岡県立大学内西いよ子基金（以下「内西いよ子基金」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 内西いよ子基金は、静岡県立大学薬学部及び静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府のうち薬学系大学院の学生（以下「薬学系学生」という。）の教育・研究に対する支援を目的とする。

(内西いよ子基金の使途)

第 3 条 前条の目的を達成するため、内西いよ子基金の使途は、次に掲げる事業とする。

- (1) 薬学系学生に奨学金を給付する事業
- (2) 薬学系学生の教育・研究を支援する事業
- 2 前項第 1 号の事業は、内西いよ子奨学金と称する。
- 3 前各号の必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 4 条 理事長は、この規程に定めるもののほか、内西いよ子基金に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。